

令和元年度

指定管理者監査結果報告書

(特定非営利活動法人 寝屋川市民活動ネット・なかま)

寝屋川市監査委員

指 定 管 理 者 監 査

1 監査の目的

指定管理者監査を実施することにより、本制度の目的が適切に達成されているかどうかについて検証し、更に制度導入効果の向上が図られることを目的とする。

2 監査の対象

(1) 指定管理者

特定非営利活動法人 寝屋川市民活動ネット・なかま

(2) 公の施設

寝屋川市立市民活動センター

(3) 所管課

人・ふれあい部 市民活動振興室

3 監査の範囲

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者の特定非営利活動法人寝屋川市民活動ネット・なかまに行わせた平成30年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象として実施した。

また、所管課の指定管理に係る事務についても監査の対象とした。

4 監査の期間

令和2年1月23日から令和2年3月26日まで

5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類の照合、点検、計数確認などの方法により実施した。

(1) 協定書の記載内容等について

(2) 協定書及び仕様書に基づく業務の適切な実施について

- (3) 協定書及び仕様書に基づく第三者への再委託について
- (4) 作業記録・日報・月報や事業報告書の内容について
- (5) 現金の管理について
- (6) 個人情報の管理について
- (7) 利用料金等の設定について
- (8) 利用料金の収納手続、出納関係帳簿及び領収書の整備・保管について
- (9) 施設の安全対策について
- (10) 公の施設の管理に係る関係法令等の遵守について
- (11) 利用者へのサービス向上のための具体的な努力・方策について
- (12) 経費節減について
- (13) 住民の平等利用の確保について

6 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称等
特定非営利活動法人 寝屋川市民活動ネット・なかま
寝屋川市秦町41番1号（寝屋川市立市民会館4階）
代表理事 古賀 裕子
- (2) 選定方法
寝屋川市立市民活動センター条例第6条の規定に基づき選定
- (3) 指定の議決
平成29年12月市議会定例会
- (4) 指定の期間
平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）

7 施設の概要

- (1) 名称
寝屋川市立市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）
- (2) 所在地
寝屋川市秦町41番1号（寝屋川市立市民会館4階）
- (3) 指定管理者が行う業務

- ア 市民活動センターの利用の許可に関する業務
- イ 市民活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- ウ 市民活動に関する情報の収集及び提供に関する業務
- エ 市民活動に関する各種の相談支援に関する業務
- オ 市民活動を行う団体、事業者、教育機関、行政機関等との連絡調整に関する業務
- カ 前3号に掲げるもののほか、市民活動センターの機能を充実発展させるための企画に関する業務
- キ 前各号に掲げるもののほか、市民活動センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(4) 施設

- ア 開 設 平成14年10月
- イ 構 造 鉄筋コンクリート造
- ウ 延床面積 555.10㎡
- エ 施設内容 事務室、会議室、事務用スペース、料理室、交流サロン、和室、印刷室、ロッカー室、情報コーナー

8 利用の状況

市民活動センターにおける指定管理者制度の導入は平成20年度からであり、導入当初から、特定非営利活動法人 寝屋川市民活動ネット・なかま（以下「市民活動ネット・なかま」という。）が指定管理者である。

利用者の5年間推移は、表1のとおりである。平成27年度は、市民会館の耐震補強工事に伴い、産業振興センター5階に移転して業務を行ったことから前年度を大きく下回ったものの、当該年度を除くと増加傾向にある。

表1 利用者数推移(平成26年度～平成30年度)

(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利 用 者 数	交流サロン	7,037	1,597	6,719	6,976	10,824
	和室	3,546	4,072	2,801	3,599	4,790
	料理室	2,745	492	2,919	1,985	3,279
	子ども室他	1,363	282	1,561	2,354	2,663
	印刷	920	743	805	800	733
	事務用スペース	275	47	404	458	414
	イベント他	3,304	1,888	3,105	3,962	3,279
	相談	186	224	177	165	120
合計	19,376	9,345	18,491	20,299	26,102	

注1 平成27年度は、市民会館の耐震工事に伴い、平成27年6月16日から平成28年3月31日まで産業振興センター5階に移転して業務を行った。

注2 平成27年度の交流サロンには産業振興センターの交流コーナーの利用者を、和室には産業振興センター会議室の利用者を含めている。

9 利用促進の状況

広く市民に周知するため、市内公共施設へ機関紙、イベント等のポスターやチラシの配架・掲示依頼を行うとともに、登録団体や他市センターへの周知、市広報誌に各種事業を掲載するなど、広報活動の充実強化を図っている。

事業についても、ふれあいフェスタにおいて、地元企業からのボランティアの参加協力や開催会場を市民会館各階で実施するなど、参加団体の連携を深め、さらなる充実に努めている。

また、自主事業については、登録団体の活動を展示し紹介する「なかまのひろば」の展示場所の拡大や期間延長などを行い、充実に努めている。

平成30年度の自主事業は、表2のとおりである。

表2 平成30年度自主事業

1	なかまのひろば
2	ネットなかま講座
3	他市センター等との相互交流連携

10 収支の状況

平成30年度決算の内容は、表3のとおりである。

表3 平成30年度決算

(単位：円)

内 訳		決 算 額	予 算 額	差 引
収 入	使用料	404,000	380,000	24,000
	市委託料	8,724,000	8,724,000	0
	雑入	215,700	286,000	△ 70,300
	自主事業収入	0	30,000	△ 30,000
小計 (a)		9,343,700	9,420,000	△ 76,300
支 出	人件費	6,921,197	7,168,000	△ 246,803
	常勤職員	4,090,000	4,104,000	△ 14,000
	非常勤職員	2,380,433	2,369,000	11,433
	福利厚生費	450,764	695,000	△ 244,236
	報償費	319,000	350,000	△ 31,000
	旅費	106,520	90,000	16,520
	一般消耗品費	309,553	400,000	△ 90,447
	食糧費	0	10,000	△ 10,000
	印刷製本費	205,200	250,000	△ 44,800
	修繕料	51,418	40,000	11,418
	電話料	107,856	170,000	△ 62,144
	郵便料	134,939	150,000	△ 15,061
	手数料	2,484	4,000	△ 1,516
	保険料	3,120	4,000	△ 880
	使用料	295,604	254,000	41,604
	備品購入費	378,972	200,000	178,972
	その他	302,018	300,000	2,018
	センター事業費	273,418	300,000	△ 26,582
	雑費	28,600	0	28,600
	自主事業費	3,812	30,000	△ 26,188
小計 (b)		9,141,693	9,420,000	△ 278,307
収支額 (a) - (b)		202,007	0	202,007

11 監査の結果

監査の結果を総合的にみると、事務の執行については概ね適正と認められた。

しかし、一部に検討・改善を要する事項が見受けられたので、以下に記述する監査結果を踏まえて、一層適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽易な事項については、それぞれ口頭での個別の指導も併せて行った。

(1) 市民活動ネット・なかまに対する指摘

ア 利用許可について

寝屋川市立市民活動センター条例施行規則（以下、「規則」という。）第2条及び第3条に規定する利用許可の申請及び利用許可書の交付等に関する手続について、規定の期日までに申請書が提出されていないものや利用許可書が交付されていないものが見受けられたため、規定に基づき適切に対応されたい。

イ 利用料金の納入について

規則第6条に規定する有料施設の利用料金の納入について、指定管理者が定める期日が明確になっていなかったため、規定に基づき適切に対応されたい。

12 意見

市民活動ネット・なかまの事業は、法人の管理業務を除き、指定管理業務である市民活動センターの事業のみであることから、法人の正味財産の主なものは、当該事業の収支黒字の累計額と思料できる。

このまま正味財産が積み上がり続けることは望ましくなく、今後、事業内容等の精査を含め、その使用目的等を明確にし、適切な管理・運用に努められたい。

13 むすび

検討・改善を要する事項は以上のとおりであるが、市民活動ネット・なかまは、指定管理者制度の導入当初から、市民活動センターの指定管理を行い、市民活動の促進に努めている。

今後も、各種事業を実施することにより、様々な活動主体の交流や連携を支援するなど、市民活動の促進及び市民活動団体の健全な発展が図られるよう努めるとともに、適正な管理運営に努められたい。